

平成17年度 第6回官業民営化等WG・第19回市場化テストWG
追加資料要求項目（文部科学省）
<独立行政法人文化財研究所関係>

<文化財研究所>

質問1について

文化財研究所の研究職員は、東京が33人、奈良が57人の計90人である(平17.4.1現在)。研究者の専門分野は多岐にわたっており、修士修了者以上で研究業績を持っているか、あるいは民間での研究歴を持った者が大半を占めている。

別紙一覧参照

質問2について

独立行政法人文化財研究所は、我が国における文化財研究の拠点として、文化財保護行政の政策体系に即した基礎的・実践的な調査研究等を行うことにより、国民的財産である文化財を継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を担っている。すなわち、文化庁と一体となって我が国の文化財保護行政を推進する機能を果たしているものである。このような機能を果たすためには、組織として有しているこれまでの蓄積の上に、継続的・組織的に調査研究を行うことが求められる。

大学他では、研究者の興味・関心に基づく個別の視点からの研究や細分化された特定の研究主体であり、組織としてまとまった研究や文化財保護行政の実践的な面での研究は実施されていない。

文化財研究所における調査研究は、行政に寄与するという性格上、目的的・実践的であり、大学における個々の研究者の興味・関心に基づく、特定の分野を深く掘り下げる研究や、個々の設置目的を有する他の研究機関の調査研究とは異なるものである。

なお、大学や他の研究機関における研究の状況は、次のとおり。

<美術史>

- ・ 大学では、東北芸術工科大学芸術学部美術史・文化財保存修復学科、東北大学大学院文学研究科美術史学専攻、実践女子大学文学部美学美術史学科など

< 古典芸能・民俗芸能 >

- ・ 古典芸能を対象としている研究機関には、法政大学能楽研究所、武蔵野大学能楽資料センター、園田学園女子大学近松研究所など
- ・ 芸能上演に不可欠な楽器を研究対象とする機関として国立音楽大学付属楽器博物館、浜松市楽器博物館など
- ・ 民俗芸能分野を対象として研究を行っている大学・研究機関等としては、国立歴史民俗博物館がある。

< 保存科学 >

- ・ 大学では、東京芸術大学美術研究科文化財保存学専攻（保存科学）、東北芸術工科大学芸術学部美術史・文化財保存修復学科、筑波大学芸術研究科世界遺産専攻など
- ・ 研究機関では、（財）文化財虫害研究所、宮内庁正倉院事務所保存課保存科学室、（財）元興寺文化財研究所保存科学センター、国立民族学博物館など

< 修復技術 >

- ・ 大学では、東京芸術大学大学院文化財保存学専攻、京都市立芸術大学大学院文化財保存学専攻、東北芸術工科大学保存修復学科など
民間研究機関では、たとえば（財）元興寺文化財研究所があり、考古出土品の保存処理を中心に行っている。
- ・ 他には絵画、彫刻、工芸などの各分野の個人修復業者があるが、本法人のように文化財の修復に対して材料・技術等の開発研究は行っていない。

< 考古学 >

- ・ 「考古学研究所」と銘打っている機関は、大学では帝塚山大学考古学研究所、地方公共団体では奈良県立橿原考古学研究所など
- ・ 「文化財研究所」と銘打っている機関は、地方公共団体では京都市立文化財研究所、公益法人では（財）元興寺文化財研究所
- ・ 埋蔵文化財関連では、都道府県・市町村に文化財担当部局及び埋蔵文化財センター並びに関係機関（地方公共団体出資の公益法人等）

< 文化財国際協力 >

- ・ 文化財に関する国際協力を実施している大学は、筑波大学、早稲田大学、

上智大学、国土舘大学など

質問3について

- 1 国民の貴重な財産である有形・無形の文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきたものであり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向上、発展の基礎をなすものであって、これを保存・継承し後世に伝えていくことは、国の責務である。
- 2 独立行政法人文化財研究所は、我が国における文化財研究の拠点として、文化財保護行政の政策体系に即した基礎的・実践的な調査研究等を行うことにより、国民的財産である文化財を継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を担っており、文化庁と一体となって我が国の文化財保護行政を推進する機能を果たしているものであって、業務の性格及び果たすべき責務にかんがみれば、公の機関においてその業務を遂行すべきものである。
- 3 ご承知のとおり、独立行政法人制度の発足の際には、本来的に公が担うべき業務であっても、一定の独立性があり、業務の効率化等を図る観点から有効であると考えられる業務については、幅広く法人化の対象とされ、試験研究機関については、原則として独立行政法人化することとされたところである。文化財研究所についても、業務の効率化等を図る最適の業務形態として独立行政法人化を実施したところであるが、この状況は、現在においても何ら変わるころはないと考えている。

質問4について

当法人においては、研究所が果たすべき業務の根幹に関わらない定型的な事務で、民間委託が可能な業務として、会計システム保守業務、給与システム保守業務、設備管理業務、清掃業務、庁舎間連絡業務、公開施設管理業務、宮跡公開活用支援業務、刊行物発送業務、情報システム保守業務について、既に民間委託しているところ。

質問5について

- 1 国民の貴重な財産である有形・無形の文化財は、長い歴史の中で生まれ、はぐくまれ、今日まで守り伝えられてきたものであり、我が国の歴史、伝統、文化等の理解のために欠くことのできないものであると同時に、将来の文化の向

上、発展の基礎をなすものであって、これを保存・継承し後世に伝えていくことは、国の責務である。

- 2 独立行政法人文化財研究所は、我が国における文化財研究の拠点として、文化財保護行政の政策体系に即した基礎的・実践的な調査研究等を行うことにより、国民的財産である文化財を継承していくために必要な知識・技術の基盤を形成する重要な役割を担っており、文化庁と一体となって我が国の文化財保護行政を推進する機能を果たしているものであって、業務の性格及び果たすべき責務にかんがみれば、公の機関においてその業務を遂行すべきものである。

民間の参入が自由であるということは、撤退も自由ということであり、これら業務を民間にゆだねた場合に、民間の事情により撤退を余儀なくされ、継続的・安定的な成果が得られない事態が生じることは、文化財保護行政に支障を来すこととなる。

- 3 ご承知のとおり、独立行政法人制度の発足の際には、本来的に公が担うべき業務であっても、一定の独立性があり、業務の効率化等を図る観点から有効であると考えられる業務については、幅広く法人化の対象とされ、試験研究機関については、原則として独立行政法人化することとされたところである。文化財研究所についても、業務の効率化等を図る最適の業務形態として独立行政法人化を実施したところであるが、この状況は、現在においても何ら変わることはないと考えている。